



実りある高齢社会を目指して

総合実施計画(平成7~9年度)を策定



住み慣れたまちで暮らせるようさまざまな施策に取り組みます

平成7年度から9年度の区政推進の柱となる「足立区総合実施計画」がまとまりました。この総合実施計画は、21世紀の足立区の将来像「ときめき ゆとり 水辺のまち 足立」の実現を図るための「第三次基本計画」に基づく2年目の実施計画です。計画は、社会・経済情勢の変化などに弾力的に対応できるように、3年間の中期計画とし、事業の推進に合わせ毎年改定していきます。計画の3つの大きな柱である「まちづくり」「地域保健福祉」「コミュニティの形成と生涯学習の推進」の各施策に従って、主な計画事業をお知らせします。

総合的な

まちづくりの施策の展開

- ◆防災センターの整備
区の防災活動の中核となる施設として中央本庁舎に防災センターを整備し、災害時に正確な情報の収集と伝達を行うための新しい防災情報システムを構築します。
- ◆地区環境整備事業の推進
区内を70地区に分け、地域の皆さんとともに、それぞれの地区の特性を生かした総合的なまちづくりを推進します。
- ◆密集住居市街地整備事業の推進
老朽化した住宅が集中して立地している地域で、道路や公園等の都市基盤整備を伴って建て替えを促進し、住環境の総合的な改善を推進していきます。
- ◆リサイクルの推進
リサイクル活動の拠点や学習・交流のための施設としてリサイクル

地域保健福祉施策の展開

- ◆健康づくり活動の推進
地域・家庭・企業・働く人々の、自ら取り組む健康づくり活動を支援するため、住区センターで行っている健康フェスティバルや健康づくり学習活動を充実させます。
- ◆健康診査の推進
健康診査の無料化や診査内容の充実など、区民が受診しやすい体制を整備し、成人病の予防や青年期・壮年期の健康づくりを推進します。
- ◆老人保健施設の整備
医療機関から家庭への中間的施設として、リハビリテーションや看護・介護を必要とする高齢者の自立と家庭復帰を支援する老人保健施設を整備します。施設の整備にあたっては、訪問看護ステーションや在宅介護支援センターを併設していきます。また、区民のねたきゼロを目指し、リハビリテーションセンターの建設をすすめます。
- ◆特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンターの建設
在宅での介護が困難な高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、高齢者在宅サービスセンターを併設する特別養護老人ホームを整備していきます。

「コミュニティ」の形成と

生涯学習推進施策の展開

- ◆学校舎の整備
生涯学習の基礎である学校教育充実のため、学校規模の適正化等に配慮しながら、老朽化した学校舎を計画的に改築し、良好な教育環境を整備します。
- ◆生涯学習センターの建設
生涯学習活動の中心施設となる生涯学習センターの建設を進めるとともに、多様な学習施設に応える新中央図書館、気軽に学べる放送大学学習センター、多目的ホール等を併設していきます。
- ◆住区センターの建設
地域でのコミュニティ活動の核となる住区センターの建設を進めるとともに、

神戸市など

阪神大震災の義援金を受け付けています

被災地援護のため千住庁舎と中央本庁舎に募金箱を設置しています。また、各支店事務所および千住本庁舎4階・総務係に直接お持ちいただいたりも結構です。

期限：2月28日 問先：千住本庁舎・総務係
☎(38882)1111(代)

平成7年度 区政モニター 募集

「区政モニター制度」は区側からのアンケート調査や質問に回答をいただいたり、区政に反映させることを目的としています。足立区をより住みよきまちにしていくために、日々から区政に意見をもちたい方、区政に興味のある方は、ぜひ応募ください。

仕事内容：連絡会議等への出席

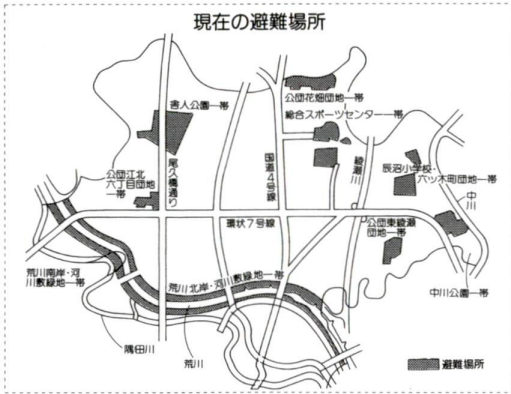
「平日4回程度」アンケートの回答年3回程度／施設見学会への参加年1回程度／区政全般についての情報・意見・要望等の提出(随時)その他広聴業務への協力 任期：4月1日～平成8年3月 応募資格：次のすべての条件を満たす方：平成7年4月1日現在満20歳以上／足立区に引き続き9月以上居住している(日本語ができる外国人を含む)／都内の地方公共団体の職員でない、募集人数：50人 謝礼：会議出席：1回3千円、アンケート回答：1回1千円、応募方法：2月17日までに電話で応募用紙を請求してください。 応募・問先：千住本庁舎・広聴相談係 ☎(38882)1111(代)

が身近に鑑賞することが出来る美術館を建設していきます。

総合実施計画書は、情報公開課(千住本庁舎)中央本庁舎、各図書館でご覧になれます。問先：千住本庁舎・企画課 ☎(38882)1111(代)

いつ来るかわからない

大地震に備えて



阪神大震災の例でもご存知のように、区の備蓄物資が皆無の状態に陥る危険があります。また、災害時に十分な物資が確保できない恐れがあります。そのため、ぜひ、生活用品の備蓄を行ってください。

皆さんのご家庭でも備えを

区内6カ所に災害備蓄倉庫を設置
区では、災害に備え、区内の千住桜木、保木間、興本、大谷田、舎人、鹿浜に災害備蓄倉庫を設置しています。これらの倉庫では、乾パン、ミネラルウォーターなどの飲料、乳児用粉ミルク、毛布、簡易トイレ、紙オムロンなどの生活必需品と、医薬品等の物を確保しています。

区内6カ所に災害備蓄倉庫を設置

1月17日、午前5時46分、兵庫県南部地震が発生し、多数の死傷者と被害が出ました。被災者の方々には、心からお見舞い申し上げます。折しも昨年の同日には、アメリカ合衆国サンゼルスでノースリッジ地震が発生。これらはいずれも、都市部で起きた直下型地震です。関東地方においても、このような直下型地震の発生が懸念されています。地震の発生を止めることは誰にもできませんが、その被害を最少限に食い止めることはできます。そのためには、「災害が起きた時どうするか」を考えた上で、常に準備しておくことが、その要といえます。区でも、これを機に防災計画を見直すことになりました。区民の皆さんも、ぜひこの機会に、災害に備えて自分の身の回りを直視してみてください。



1月20日、神戸市内にて広報課撮影

防災についての
お問い合わせは
中央本町庁舎・災害対策課
☎3880-5011

防災など、その他の区政に
関するご要望は
千住本庁舎・広報課
〒120千住1-4-18
☎3882-1111(代)

あなたは使えますか？消火器

阪神大震災と同規模の地震が発生した場合、火災が同時に多発する恐れがあります。これらを消火するには、消防署や行政の力だけでは限界があります。区では、区民の皆さんに民間消防隊を結成していただき、初期消火ができるように、消防ポンプを配備しています。現在、14台のポンプが、千住本の消防器を、町会、自治会に配備しています。

私たちのまちは、私たちが守ろう

阪神大震災と同規模の地震が発生した場合、火災が同時に多発する恐れがあります。これらを消火するには、消防署や行政の力だけでは限界があります。区では、区民の皆さんに民間消防隊を結成していただき、初期消火ができるように、消防ポンプを配備しています。現在、14台のポンプが、千住本の消防器を、町会、自治会に配備しています。

環状7号線や区内の一部主要道路沿線で、銀色のロケットを見たことがありませんか？
実はこのロケットの中には、消火器を格納してあります。これは、道路の周りの火災を消して、避難する皆さんの安全を確保するためのものです。避難道路を中心に約30メートルの間隔で設置してあり、現在、区内に千住本あります。この消火器は、沿線で発生した火災の初期消火にももちろん利用できます。

銀色のロケットの中身は？
「ロケット型消火器格納箱」

防災について あなたのご意見を お寄せください

あなたの住む地域では、どこに配備してあるかご存じですか。大火災も火元は小さいもの。万一起火しても、小さいうちに消し止めることができます。日ごろから防災訓練に積極的に参加して、消火器の使い方を身に付けておきましょう。

区では、これからも防災の経験を踏まえ、これまでの防災計画の見直しを行い、現在作業を進めています。防災計画は、すべての区民の皆さんに関わるものです。防災に関するちょっとした疑問や意見などを、広報課までお寄せください(ご意見は、ハガキまたは封書でご送ってください)。区では、皆さんの知恵を、新しい防災計画に反映していきたいと思っています。また、お寄せいただいたご意見・要望は、可能な限り、4月1日発行の「あだち広報エクスプレス・防災特集号」の参考とさせていただきます。

映像で、区政やまちの出来事をご紹介します。「ルックinあだち」その最新号がきました。今回は、住区センターを拠点として、区民の皆さん自ら企画・運営している活動を特集。ぜひ、ご覧ください。貸出場所：情報公開課(千住本庁舎・中央本町庁舎)各図書館。開先：千住本庁舎・広報課映像担当 ☎(03)882-1111(代)

ビデオ広報
『ルックinあだち』No.58
心がつなく地域の輪
-住区センターを「場」として-

第10期 緑の協力員募集
緑の活動に参加してみませんか

区では、地域での緑化活動に参加していただけるボランティアの方へ「緑の協力員」を募集します。応募資格は「緑に深い関心」をもち、区民の緑化活動に積極的に協力できる方(20歳以上)で、区内に引き続く1年以上住んでいる方(国および地方公共団体の職員でない方)が公選選挙法による公職および議会の同僚などとする職にない方※緑に関する知識の有無は問いません。緑の好きな方、ぜひご応募ください。

仕事の内容
☎(03)882-1111(代)

大地震
あなたの建物は安全ですか

住まいに不安のある方へ
建物の耐震診断を
してみませんか

区では、お住まいになっている建物か、大地震に対して安全かどうかの相談窓口を開いています。窓口には、「自己診断用パンフレット(木造用)」もあります。また、耐震診断の専門家の紹介も行っています。くわしくは、千住本庁舎・建築審査課構造係へご連絡ください。☎(03)882-1111(代)

くらしの情報



千住本庁舎へのお問い合わせは……
3882-1111(代)
 千住本庁舎以外へのお問い合わせは
 それぞれの電話番号へ。

福祉

福祉事務所の案内

福祉事務所では、各種の相談や給付の事業を行っています。

●生活にお困りの方

病気で働けなくなり収入が減り、生活費や医療費などでお困りの方に、生活保護の制度があります。

●高齢者の方

在宅で介護が必要な高齢者に、ホームヘルパーを派遣しています。また、65歳以上の寝たきりまたはひとり暮らしの高齢者に、特殊寝台や電磁調理器などの日常生活用具の給付・貸与等を行っています。寝たきりなどで常に介護を必要とし同時に在宅での生活が困難な高齢者に、特別養護老人ホーム入所の相談を行っています。

●身体に障害のある方

身体障害者手帳の交付、補装具、更生医療、日常生活用具や住宅設備改善費の給付、またホームヘルパーの派遣などの事業や相談を行っています。聴覚障害の方には、毎月第4木曜日(祝日の場合は翌日、午後1時～4時に手話通訳者が相談のお手伝いをします。

●知的障害者(児)の方

愛の手帳の交付、知的障害者

表1 福祉事務所一覧

足立福祉事務所	☎3888-3141	千住 柳町12-5
中部福祉事務所	☎3889-1481	関原 2-10-10
東部福祉事務所	☎3605-7105	東綾瀬1-26-2
西部福祉事務所	☎3897-5011	鹿浜 2-24-2
北部福祉事務所	☎3883-6800	竹の塚2-25-17



(児)の援護施設への入所などの相談を行っています。

●母子家庭の方

20歳未満のお子さんのいる母子家庭の方に、児童の修学資金や就職支度金などの貸付、また母子寮への入所などの事業を行っています。また、指定の国民宿舎を年2泊、無料または低額な料金で提供する、ひとり親家庭休養ホールの制度などがあります。

●女性の方

夫婦や男女の問題、深刻な状況で緊急に保護を求めるとき、様々な問題を抱えて困っている女性を対象に相談を受けています。

建設工事等の競争入札参加申請の受け付け

平成7・8年度に、区の建設工事等の競争入札に参加を希望する方は、申請してください。

期間 2月13日～3月2日
 (土・日・曜を除く) 午前9時30分～午後4時(正午午後1時

を除く) 場所 千住本庁舎・7階会議室 ※申請用紙は東京都財務局所定用紙(併用して下さい) (都庁第2本庁舎1階・東京都弘済会会館取次 問先 千住本庁舎・契約第一係

●出産費用にお困りの方

保健衛生上、産院での助産施設に入院する必要がなくても、経済的事情で入院できない妊婦の方に、入院助産の制度があります(前年の所得税が1方6千800円以下の世帯)。

該当する方は申請を

児童育成手当

児童育成手当(月額1万2千800円) 対象 18歳未満の児童(18歳に達した日の属する年度の末日以前)で次のいずれかの状態にある児童：父母が離婚(父または母が死亡)、生死不明(父または母に1年以上遺棄されている)父または母が法令により1年以上拘禁されている/婚姻によらないで生まれ、父から認知されていない/父

また母が重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度) 障害者手当(月額1万4千800円) 対象 20歳未満で心に障害がある(次)のいずれかに該当する児童：精神薄弱で「愛の手帳」1・2・3度/身体障害者(身体障害者手帳1・2級、脳性麻痺または進行性筋萎縮症) ※いずれも、所得制限があります。また、状況により申請に必要なものが異なりますので、お問い合わせください。

申・問先 千住本庁舎・児童助成係

午後9時～正午

申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

1) 申・問先 管轄の各福祉事務所表

表2 ねんきん出張相談

開催場所	日 時
江北区民事務所	2/22(水) 午前9時30分～午後4時
竹の塚区民事務所	23(木) *23日(興本、佐野)と24日(保塚、中川)は、足立区社会保険事務所の年金担当者也参加します。
興本区民事務所	24(金)
佐野区民事務所	午後6時～8時
保塚区民事務所	夜間開設
中川区民事務所	
興本センター第二会議室	

60歳説明会

日時 2月14・15日、午前10時と午後2時の2回(受付は、開始30分前) 場所 中央本庁舎と各分庁舎(レハフ会議室) 対象 昭和10年3月2日～4月1日生まれの方(対象者には別に通知) 内容 年金制度のしくみと受給手続きの説明および個別相談(受付順) 問先 中央本庁舎・適用係 ☎(3888)5151

ねんきん出張相談

毎月毎月未納期限です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

わんきん出張相談

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、受けられない場合もありますので(注意)ください。保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。 問先 中央本庁舎・保険係 ☎(3888)5161

該当する方は申請を

児童手当 出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

児童手当・特例給付

出生届を出された方や区外から転入した方など、次の要件に該当し、また請求していない方は児童手当の手続きをしてください。 対象 区内に住所があり3歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。なお、公務員の方は勤務先に請求してください。 特例給付 厚生年金や私立学校共済などに加入している方は、特例給付の対象になります。受給資格は児童手当と同じです。 いずれも

国民年金保険料忘れずに納めましょう

毎月の納付が大切です。保険料の納め忘れがありますと、将来年金が減額されたり、



保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料の納期限は毎月末日です。必ず納期限までに納めてください。特別な理由もなく納めないうちで、税金などと同じように財産の差処分を受けるともなります。災害や病気・倒産

なごの事情によって保険料の納付が遅れている方は、納付方法について、いつでもご相談ください。問先→中央本庁舎・滞納整理第一係 ☎(02800)5141

4月1日から新しくなります

国民健康保険証・特定疾病療養受療証

現在、お持ちになっている「国民健康保険証」は、3月31日有効期限切れとなり、使用できなくなります。4月1日から使用できる新しい国民健康保険証は、3月下旬に郵送します。ただし、長期間なんの連絡もなく保険料の納付がないなど、資格の確認が必要な世帯には、国民健康保険の窓口で確認後、直接お渡しする場合もあります。④(学生用)⑤(更新郵送)していただく。該世帯にお送りしている申請書が3月28日までに必ず提出してください。新しい保険証は、一般被保険者証・水色(退職被保険者証・濃い水色(サニモン)ピンク)▽表札、住所をお確かめください。保険証は住所登録・外国人登録の住所にお送りします。登録住所以外には郵送せず、転送もしていません。転送された方は、お届めに区民事務所・外国人登録

表3 水洗化可能地域

町名	全部告示区域	一部告示区域	供用開始年月日
江北七丁目	2~5,8,9	1,6,7,10~12	平成6年12月9日
藤浜四丁目		16~21	
椿二丁目	9,11~15,25	1,2,8,10,16~19,22~24,26,27	平成6年12月20日
東伊興町	30	35	
西新井六丁目	12,13,21	1~7,14,15	平成6年12月22日
興原二丁目	1,4,5,8		
伊興三丁目	17,19	18,20~23	平成6年12月27日
伊興四丁目	1~3,6	5,7~9,11~15	

生活環境

水洗化が可能になりました

表3の地域の水洗化が可能になりました。この地域にお住まいの方は、3年以内に水洗化工事をしてください。問先→下水道局小管分室 ☎(02800)50001

※水洗化工事の融資あせん制度があります。問先→中央本庁舎・助成係 ☎(02800)50008

教育研究所の臨時休館

高圧配線取り替え工事による停電のため、2月11日(祝・12日)および25日(土・26日)は臨時休館します。問先 ☎(02800)88001

国民年金推進員

国民年金推進員とは、年金加入者のお宅を訪問して保険料の収納をはじめ各種届書の受付など年金相談を行う非常勤職員です。応募資格→区内在住の30歳以上65歳未満の方。勤務条件→1カ月18日間勤務。募集人員→数人。採用予定→平成7年5月1日から勤務。給与→基本給(日額4千500円)十能率給(平均月給17万円前後(平成6年度実績))。応募方法→自筆履歴書および作文(健康について)800字程度を国民年金課・中央本庁舎2階へ。また、持参ください。書類審査ののち面接を行います。申込期限→2月20日。問先→中央本庁舎・推進係 ☎(02800)5061

老人保健レセプト点検

老人保健のレセプト点検を行う非常勤職員を募集します。対象→医療事務職技能認定資格取得後、医療事務の実務経験が1年以上ある方(健康でおむね25歳以上55歳未満の方)。雇用期間→4月1日~平成8年3月31日(週4日勤務)。報酬等→月額17万円(平成6年度実績)。(有休あり)年齢医療係

教育

就学届の提出を

4月から区立小・中学校に新入する児童生徒の保護者の方は、就学届が届きましたら、就学届の裏面の「就学」を、入学申請の裏面に提出してください。小学校入学の就学届は、1月中旬に保護者へ郵送してあります。中学校新入学の就学届は、1月下旬に在籍小学校から、お子さまを通じてお渡ししました。なお、区立小・中学校に入学を希望する外国人の方、入学申請の裏面に提出しない方は、お子さんの外国人登録証明書(手帳)を持参し、申請してください。問先→千住本庁舎・学事第一係

私立高校等入学資金融資

お子さんの私立高校・高等専門学校等の入学資金にお困りの方へ融資のあせんを行います。融資のあせんは、1月10日(土)までにお申し込みください。すでに入学金を納入済みの場合融資出来ません。対象→私立の高校・高等専門学校または大学入学資格を得た私立の専修学校等進路決定者となることとしている保護者。足立区内に引き継ぎ1年以上住所があり住民税を滞納していない方(平成5年中の年収が次の限度額以下の方)給付所得者→支給総額1千万円以下。事業所得者→総所得金額等800万円以下。取り扱条件にあてはまる場合でも、前記扱金融機関関係基準に準じ、融資を受けられない時もあります。融資金額→10万円・50万円(1万円単位)融資対象→志願校入学手続き時の最低納付額(授業料・寄付金は対象外)および制費(教科書代)10万円・2万円(定額算定)。融資利率→年3%返済。融資を受けた日の翌月から3年以内(元金均等月賦償還)取扱金融機関→足

あつせんしています

お申し込みは、1月下旬に在籍小学校から、お子さまを通じてお渡ししました。なお、区立小・中学校に入学を希望する外国人の方、入学申請の裏面に提出しない方は、お子さんの外国人登録証明書(手帳)を持参し、申請してください。問先→千住本庁舎・学事第一係

同和問題の理解のために

差別をなくす運動⑤

時代が片から明治になり、版籍奉還を経て、ようやく統一した国家体制が整えられました。明治政府は近代国家を目指して富国強兵、殖産興業をスロガンに、社会の近代化に乗り出しました。

この解放は、資本主義を育てるために必要とされましたが、同和地区への運動によるところが少なかつたのです。

◎同和問題に関する問い合わせは、千住本庁舎・同和対策担当へ

選挙豆知識

政治家等の寄付は禁止です

政治家等が、選挙区内の者に對して入学祝・卒業祝・就職祝・出産祝などの贈り物をすることは再び禁止されており、違反すると処罰されます。有権者がこれらを求めることも禁止され、政治家等に強要すると処罰されます。また、町内会の野球大会やサッカー大会などに際して、優勝カップや記念品を贈ると、持ち回りのための賞金を贈ることも罰則付きで禁止されています。贈り物を受け取らない・求めない・ルールを守って、正しい選挙を推進しましょう。(選挙管理委員会)

農業委員会

選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では毎年、農業委員会委員選挙の選挙人名簿を縦覧しています。この選挙人名簿を選挙人に対し次のとおり縦覧します。期間→2月23日

13月9日 場所→千住本庁舎・選挙管理委員会 問先→千住本庁舎・選挙管理委員会事務局

募集します ビデオモニター

区政の動きや皆さんの身近な話題をビデオで紹介する「ロックin あだち」・NEWSスケッチあたり。区にはこれらのビデオを制作し、区の施設、金融機関、スーパーなど御力所で放映してあります。皆さんの意見を取り入れてより魅力ある広報ビデオにするため、モニターを募集します。内容：年12本の広報ビデオを見てアンケートに回答(ビデオは郵送) 任期：4月・平成8年3月、資格：次の条件すべてを満たす方：20歳以上、区内に引き続き6カ月以上居住、平成5・6年度のビデオフリーマーケット開催

日時：2月19日(日)、午前11時～午後3時 場所：西新井中学校体育館(駐車場はありません) ※スリッパ、コートを持参して

お問い合わせ：先中央本町庁舎・リサイクル推進課 ☎(38800) 52006

「生活用品交換情報」を「活用」したい人

消費者センターでは、区民の皆さんへ「生活用品交換情報」を

欲しい人 → ハガキで登録

譲りたい人 ← ハガキで登録

直接交渉

足立区消費者センター
「あいネット21」により情報提供
2月25日から、区の関連施設に設置されている端末機で情報が見られます。

供しています。利用できる方、区内在住・在勤の方、登録方法：所定のハガキに記入し切手を貼り、消費者センターへ郵送(所定のハガキは消費者センター)、各市民事務所の窓口にあります。登録期間：登録日から3カ月間。登録できない品物：動植物、医薬品、貴金属、食料品、バイク、自動車類、専用品、10万円以上の物。登録された情報は、消費者センターで見ることが出来ます。また、2月25日からは、お近くの区の施設等に設置してある「あいネット21」でも情報を見ることが出来ます。便利です。

お問い合わせ：先消費者センター ☎(38800) 53885

情報コーナー

青年センターの催し

◆3月の子育てセミナー
「子どもの権利条約」ってどんなもの?
日時：3月2・9・16日、いずれも木曜日(全3回)、午前10時～正午 対象＝幼児のいるお母さん 定員＝20人(先着順) 費用＝無料 申込＝電話 ※お子さんの保育を行います。お問い合わせください

◆青年ボランティア講座
「福祉と私・様々な出会いから」
今、時代は物から心へと移ろうとしています。ライフワークとして福祉にたずさわってきた方々のお話を聞きながら、私たち一人ひとりにとっての福祉とは何かを考えます。 日時・内容・講師：2月28日…「体験的福祉論～障害を持つ人達とのつきあひから考えること」沼田朗氏(生活ホーム主宰)▷3月7日…「いっしょに仕事場をつくらう」谷口奈保子氏(ぱれっとを支える会代表)▷3月14日…「噴水の傍らで～福祉の芸術化」・原慶子氏(社会福祉法人「新生会」老人ホーム常務理事)、いずれも火曜日、午後7時～9時(3月14日のみ午後6時30分～8時30分) 場所＝青年センター(3月14日は総合ボランティアセンター) 定員＝30人 費用＝無料

◆青年の青年によるみんなのための祭「木」～つながっていこう～
音楽・演劇・料理etc.。青年たちが、日ごろの活動の成果を発表します。どなたでもお気軽にお越しください。 日時：2月19日(日)、午前10時～午後5時30分 費用＝無料(一部実費が必要) 申込＝当日直接会場へ

◆ザ・占い あなたは信じる? 信じない?
「占い」の入門講座です。 日時：2月24日、3月3・10・17日、午後7時～9時(いずれも金曜日、全4回) 対象＝青年男女 定員＝30人 費用＝無料 申込＝電話

千住あそびまつり


日時：2月19日(日)、正午～3時
場所＝千住公園(雨天の場合は千住児童館内で行います) 内容は千住の遊びをまとめた「あそび集」をもとに、昔の遊び、今の遊びを三世代で楽しみます。また、ジャンボ紙すもう大会も予定しています。費用＝無料 申込＝当日直接会場へ ※なお、「あそび集」は、わずかに残部があります。ご希望の方はお問い合わせください
問先＝千住児童館・老人館 ☎3882-2765

小学校心身障害学級の連合学習発表会

知的にハンディのある児童(精神薄弱児)たちが、日ごろの学習の成果を披露します。楽しい劇や歌、工作や絵などの発表もあります。ぜひ、ご覧ください。 日時：2月17日(金)、午前9時～午後1時 場所＝竹の塚センター 問先＝千住本庁舎・学事第二係 ☎3882-1111代

あだちリバーウォッチング

日時：3月14日(火)、午前10時～午後2時30分 場所＝千住曙町船着場～岩瀬(ぶち)水門～千住新橋～東京港～千住(水上バス利用) 対象＝観光協会会員および区内在住の方 定員＝120人程度(抽選) 費用＝▷観光協会会員…1,500円▷会員外…2,000円(いずれも昼食付き、当日現地で支払い) 申込＝往復ハガキに希望者全員の住所、氏名、年齢、電話番号、会員・会員外の別、「リバーウォッチング希望」と明記(ハガキ1枚で3人まで申し込み可。返信ハガキの表に



水上バスでめぐる足立

も住所、氏名を必ず記入してください) ※重複申し込みは無効 期限＝2月20日消印有効 申・問先＝観光協会リバーウォッチング担当(中央本町庁舎・産業振興課内) 〒120中央本町1-17-1 ☎3880-5191

あだち'95女性ふお～らむ

介護の必要性がますます高まってきた今日、女性がいきいき動き続けるために、介護・看護について考えてみませんか(第2日目のみの参加はできません)。 日時：3月4日(土)、午後1時30分～6時 場所＝女性総合センター 対象＝区内在住・在勤・在学の方 内容＝右表 定員＝200人(先着順) 費用＝無料 申込＝電話、FAXまたはパンフレット(女性総合センターにあります)に添えてあるハガキを郵送 期限＝2月23日 ※講演とシンポジウムのときのみ2歳以上年齢前までのお子さんを預かります(先着順) 場・申・問先＝女性総合センター 〒121梅田7-33-1 ☎3880-5222 FAX3880-0133

いきいきと働き続けるために「介護・看護と向かい合いながら」

'95女性ふお～らむ

時間	内容
午後1時30分～	第1部 「いきいきと働き続けるために～介護・看護と向かい合いながら～」 ○基調講演 菊野 昭子氏(日本婦人問題懇話会事務局長) ○シンポジウム コーディネーター 菊野 昭子氏 シンポジスト 近藤 常博氏(特別介護老人ホーム施設長) 遠辺 紀子氏(元NTT社員) あいあい社職員
午後4時30分～	リフレッシュタイム
午後5時～6時	第2部 NTTトークタイム 「月田秀子」FADOコンサート～楽しく、そして切なく響くポルトガルの心～

※NTT足立支店レディスフォーラムでも受付します ☎3852-9150 FAX3852-9117

人権研修会 講演と映画の集い 人間らしく生きるために～私たちの暮らしと人権～

あふれる「物」に囲まれ、経済的な豊かさを享受する今日の日本。多くの人は、差別や他人の人権といったことをほとんど意識することなく過ごしています。しかし、現実にはたくさんの矛盾や不都合が存在しています。今回は、講演と映画を通して、現代日本のかかえる様々な人権問題(同和問題等)について皆さんと一緒に考えます。 日時：2月22日(水)、午後2時～4時30分 場所＝竹の塚センター 内容＝講演「私たちの暮らしと人権」、映画「父の一番長い日」 講師＝最首悟氏(津田塾大学講師) 対象＝社会教育のリーダーおよび関心のある方 なたでも 問先＝千住本庁舎・生涯教育推進課 ☎3882-1111代

早春の香りをお届けします 春花展示会

日時：2月22日、午後1時～5時 / 2月23・24日、午前9時～午後5時 場所＝中央本町庁舎1階ロビー 内容＝区内の花き農家が栽培した春の花を展示します。主に「区の花」であるチューリップが中心です。なお、2月22日(水)、午後1時から、先着100人の方に切り花を配布します。 問先＝中央本町庁舎・農産係 ☎3880-5118